



少年犯罪の厳罰化について

高橋 司 たかはし・つかさ

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。「高橋・日浦法律事務所」代表。

法制審議会が少年犯罪を厳罰化する少年法改正などの3つの要綱を決定した。今後、閣議決定がなされ、国会で審議がされてそのまま改正されれば、18歳未満の少年に言い渡される有期刑の上限が15年から20年に引き上げられ、不定期刑の上限も「短期5年長期10年」から「短期10年長期15年」に引き上げられて厳罰化されることとなる。

ところで、平成23年の犯罪白書を紐解くと、家庭裁判所の少年審判手続によって審理される少年保護事件は、実は平成16年以降、毎年減少してきている。また、少年審判によって少年院送致となり、少年院にて処遇されている少年も、平成12年以降減少傾向にある。さらに、平成22年度における少年の受刑者数も29人に過ぎない。もちろん、罪名別でその内容を見ると、強盗、危険運転致死罪や殺人などの凶悪犯罪が全体の過半数を超えることから無視はできないものの、法律改正という大なたを振るつて少年犯罪を厳罰化しなければならないほどの少年犯罪の増加傾向・増悪傾向は認められていない。しかも、一度、厳罰化された法律を元に戻す

ことは容易ではない。

私は、少年犯罪の罰則を厳罰化することで少年犯罪を抑止できるとは考えていらないし、むしろ、一時的な対症療法にしかならないと考えている。罰則の重罰化という方法を通じて犯罪の抑止を有効に図ることはとても難しい。

少年犯罪が成人犯罪かに関わらず、社会内で発生している犯罪の犯罪傾向がどうのようなものであるのかという点を考えることには、実は私たちが住む社会をひとり人が考へることでもある。も

ちろん、私たちが住む社会を一義的に考へることは極めて困難であるし、抽象化した概念で社会を把握することはあまり意味がないが、少し考へてみたい。

国民の大多数が中産階級であると認識している日本の現代社会においては、子どもが親とは別なる社会の力に頼るしかなく、そのため柱の1つとして道徳教育が極めて重要であり、短期間で効果が出るものではないが、最優先に取り組むべき要素であると考える。

世界に深く入り込んでいる。すでに親子の対話も少なくなり、親子関係が実質的に断裂しているのではないかと思ふが家庭も多いため。少なからずの親が子どもに対しても社会における規範を

ことは容易ではない。

伝達する意思も能力も欠如してしまっている。

他方、親の子どもに対する責務は横に置いて見ぬふりをして、教師や学校に対してクレームを申し入れ、理不尽な要求を突きつけているモンスターべアレン特が雨後のタケノコのように全国的に台頭している。このような状況からすれば、家族や学校・地域社会のそれらの組織性や連帯感などを通じて少年犯罪を抑止することは、すでに難しくなってしまっていると考える。

物事というものは「表」が「裏」であり、「裏」が「表」なのであって、表裏一体となって一つの姿を形成する。一方で友人からのいじめや教師からの体罰を受けて苦しんできた数多くの生徒があり、他方で、家庭内が崩壊し、また、学校で友人たちからいじめられ、教師から体罰を受けてきたことで、その後、犯罪に走ってしまう少年たちも数多くいる。もしかしたら、いじめを加えた子どもらも体罰を加えた教師ら

の世界に深く入り込んでいる。すでに親子の対話も少なくなり、親子関係が実質的に断裂しているのではないかと思ふが家庭も多いため。少なからずの親が子どもに対しても社会における規範を受けたのか、全国の法務局が

相談を受けたいじめや体罰を含めた人権侵害事案の件数が統計を取り始めた平成12年以降最多の件数となつた。いわゆる暗数として学校などに埋もれていた声、苦しみでいた生徒・学生の声が少しずつ表に出るようになった。そういうひとつの声を私たちは自らの属する社会を考えるために、これからも大切に受け止めなければならないと思う。

一方で友人からのいじめや教師からの体罰を受けて苦しんできた数多くの生徒があり、他方で、家庭内が崩壊し、また、学校で友人たちからいじめられ、教師から体罰を受けてきたことで、その後、犯罪に走ってしまう少年たちも数多くいる。もしかしたら、いじめを加えた子どもらも体罰を加えた教師らも、かつてはそうされた存在なのかもしれない。そう考へると、犯罪を犯した少年たちを厳罰化の渦の中に押し込めることが本当に犯罪抑止に繋がるのか、有効な方法論と言えるのか、疑問を持たざるを得ない。